

呉市長退職金市民評価制度検討懇話会（第4回） 【議事要旨】

1 日 時 令和2年10月9日（金）9：30～11：10

2 会議方式 Web会議

3 出席委員（五十音順）

大上 功	大上功公認会計士税理士事務所代表
（副座長）折橋 洋介	広島大学法学部教授
（座 長）辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授
日野 真裕美	山下・長井法律事務所弁護士

4 議事経過

- （1）呉市長退職金市民評価制度について
- （2）スケジュール

5 概 要

- （1）呉市長退職金市民評価制度について

【事務局説明】

第3回懇話会までの議論に基づき整理した制度概要について、資料1に基づき次のとおり説明した。

- ① 制度の前提
 - ・ 制度の対象は新原市長に限定したもの。
 - ・ 退職手当の上限額は、呉市特別職員退職手当支給条例の規定に基づき算出した額とする。
 - ・ 呉市特別職員退職手当支給条例の特例条例を議会に提案すること。
- ② 制度設計の基本的な考え方
 - ・ 市長退職手当は勤続報償を基本とする考え方で支給されるものであるため、その趣旨に反しないように制度を設計する必要がある。

③ 評価者の選定について

- ・ 呉市長の選挙権を有する者から単純無作為抽出により選定し、意向確認のうえ同意が得られた者を評価者とする。
- ・ 実施に当たっては、市民が参加しやすいように合理的配慮の措置を行う。
- ・ 呉市議会議員及び呉市の常勤職員は、評価者になることができないものとする。
- ・ 最近の他都市における無作為抽出による市民参加の状況を調査したところ、本制度の評価者の選定のために無作為抽出する人数は2,400人ほどが望ましいと見込まれる。

④ 市長による業績説明資料の作成

- ・ 市長が選挙時に市民に提示した項目と就任後に発生した政策課題などを対象とする。
- ・ 上記の事業又は項目について、進捗状況や達成状況、予算額、決算額等を記載する。
- ・ 客観性を確保するため、外部委員による内容確認を行う。

⑤ 評価者による評定

- ・ 評定の手法は、評価者を一堂に集め、市長が業績説明資料に基づきプレゼンテーションを実施し、評価者はその場で評定を行う。
- ・ 評定は、A B Cの3段階の総合評定とし、標準的な業績をあげた場合をB評定とし、優れた業績をあげたA評定は加算要素、十分な業績を上げていないC評定は減点要素とする。

⑥ 成績率の決定

- ・ 各評価者の評定を集計し、その平均点により成績率を定める。
- ・ 前回の意見を踏まえて、厳しめに見直しを行っている。

⑦ 支給額の決定

- ・ 評価が高かった場合の加算がないこと、必要経費が支給額から控除されるという本制度の特殊性や、民間企業の役員報酬における基本給与と業績連動給与の割合などを総合的に判断すると、7割を勤続報償分とし、残りの3割に成績率を反映させた後に、必要経費を控除した額を支給額とすることが適当である。
- ・ 前回の懇話会以降、無作為抽出する人数を見直したところ、必要経費は前回よりも20万円増の約170万円程度が想定される。

⑧ 評価の時期

- ・ 次期市長選挙への影響を極力及ぼすことがないように、評価作業は次期市長選挙後から任期満了までの間に行うことが望ましい。

⑨ 給与条例主義との関係

- ・ 地方自治法の趣旨の範囲内で条例と規則との役割分担を適切に行うことにより給与条例主義との整合を図る。

⑩ その他

- ・ 市民評価の時期に新型コロナウイルス禍により3密対策が求められる状況であれば、この提案は現実的に実施可能手法とは言えず、最終的に採用できるかは特例条例を議会提案する時期に改めて判断する必要がある。
- ・ 一般職の給与の成績加算部分は勤勉手当の部分であることから、市長についても、市民評価の対象となる勤勉手当相当分を設定し、その部分を市民評価による政策評価と連動する成績率とする方が制度としては適していると思われる。

【委員意見等】

- ・ 評定の集計結果の成績率への反映の仕方について、前回までと比べて減額される可能性が非常に高くなっていると思う。
- ・ 退職手当ではなく期末勤勉手当の方であれば、制度設計しやすくなると同時に、市民評価を反映させる割合を高めることができるのではないか。
- ・ 評定の仕方は厳しくなったと思うが、せっかく新しい制度を作るので、このぐらいでよいと思う。
- ・ 期末勤勉手当部分の方が、政策評価に連動しやすいと思う。一方で、そのようになると、毎年あるいは半年に1回評価することになるので、その都度実施するのは大変だろうと思う。
- ・ 厳しめの評定の仕方の方が市民も納得がいくと思う。全体をとおして良いと思う。

(2) スケジュール

【事務局説明】

- ・ 10月下旬頃に、新原市長に懇話会の意見書を提出していただきたい。
- ・ 11月下旬に、意見書の内容や懇話会の中での議論の内容等について、呉市議会総務委員会に行政報告をしたいと考えている。
- ・ 12月定例会で特例条例を提案することを予定している。

【委員意見等】

- ・ 特に意見なし

【今回の議論及びそれを踏まえた次回までの作業についての座長整理】

- ・ 10月中旬までに懇話会としての意見書を作成し、委員全員の確認の後に市長に提出する。その際、可能な委員には出席をしていただく。